

肥銀ビジネスポータルご利用規約

(2025 年 2 月 20 日 現在)

肥銀ビジネスポータル利用規約(以下、「本規約」といいます)は、株式会社肥後銀行(以下、「当行」といいます)が提供する「肥銀ビジネスポータル」(以下、「本サービス」といいます)をご利用いただく場合の条件等を定めたものです。

第1条 本規約の適用

本規約は、契約者と当行との間でインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ(以下「パソコン」といいます)、またはスマートフォン等を利用して、第2条に定めるサービスを行うことができる本サービスの利用に関して定めたものです。本サービスの提供に際しては、当行と契約者との間に以下の規約が適用されるものとします。

なお、本規約において、契約者とは、当行に円貨普通預金口座(以下単に「普通預金口座」といいます)または当座預金口座を持つ法人および個人事業主であって、当行所定のWEB申し込みにより契約者として指定された者をいいます。

第2条 サービス内容

(1) 基本サービスと個別サービス

本サービスにて提供するサービス内容には基本サービスと個別サービスがあります。なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく変更することができるものとします。

(2) 基本サービス等

本サービスを申し込むことにより、当行から無償で提供されるサービス等です。なお、サービス等の内容は以下のとおりです。

- ① 情報提供サービス
- ② コミュニケーション機能
- ③ 外部連携サービス

(3) 個別サービス

本規約を承諾の上、個別サービス毎の規定・ルール(以下「個別サービス規定」といいます)に基づいて当行により提供されるサービスです。個別サービスを利用する際は、個別サービス規定の承諾が必要となります。また、個別サービスの利用にあたって、別途個別サービスについて当行所定の申込が必要となる場合があります。

また、当該サービスの規定に定められた手数料の支払いが必要になる場合があります。

(4) サービス内容の詳細

本サービスの詳細(技術的事項を含みます)につきましては、第19条及び本サービスのホームページ等に記載いたしますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

第3条 利用申し込み

(1)利用申込者

本サービスは、当行に普通預金口座または当座預金口座を持つ法人および個人事業主の方が利用できます。ただし、外国為替および外国貿易法 第6条第1項第6号に定める非居住者の方を除きます。

(2)利用申し込み

本サービスの利用を希望する場合は、当行所定のWEB申し込みにより申込手続きを行うものとします。当行が申し込みを適当と判断し、承諾した場合に、本サービスの利用契約(以下「本契約」といいます)が成立するものとし、利用者に対しログオンIDおよびログオンパスワードを発行します。利用申し込みについては、「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」への同意が必要です。

なお、「肥後銀行 Big Advance」を利用中の契約者は、本申込手続きは不要です。

第4条 契約者の利用者設定

(1)利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコンにより本サービスの全部または一部の取引を行う者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

① 管理者ユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者が管理者ユーザを登録します。管理者ユーザは1名のみ登録可能で初回のログオンID取得を行うとともに、すべての本サービスを利用することができます。また、自身を含むすべての利用者を管理することができます。

② 従業員ユーザ

管理者権限を有しない利用者として管理者ユーザが従業員ユーザを登録します。

(2)電子メールアドレスの登録

すべての利用者は、本サービスの利用にあたり電子メールアドレスの登録が必要です。

(3)契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規約を遵守させるとともに、利用者が行った行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとします。

第5条 動作環境

(1)利用環境の準備、維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコンまたはスマートフォン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2)利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン、スマートフォ

ン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第6条 サービス登録口座

(1) 口座の登録

契約者は、本サービスに登録する預金口座(以下「サービス登録口座」といいます)を当行所定の方法により登録することとします。

(2) 登録可能な預金口座名義

1 契約に登録できる預金口座名義は契約者と同一名義のもの、または当行が認めたものに限りま

第7条 サービス利用可能日・利用可能時間

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの一時停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。なお、一時停止または中止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

第8条 本人確認

(1) 認証方式(ログオン方法)

本サービスを利用する際の認証方法(ログオン方法)は、ログオンIDおよびログオンパスワードにより契約者であることを確認する「ID認証方式」となります。なお、「肥後銀行 Big Advance」を利用中の契約者は、「肥後銀行 Big Advance」のログオンIDおよびログオンパスワードによりログオンすることができます。

(2) 本人確認・取引意思の確認

① 当行は受信した「ログオンID」、「ログオンパスワード」(以下、総称して「本人確認情報」といいます)により本人確認を行います。

② 当行所定の方法により送信された本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録した本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は次の事項を確認できたものとみなして取り扱います。

A. 本サービスの利用依頼が契約者の意思による有効な申し込みであること。

B. 当行が受信した処理依頼内容が真正なものであること。

(3) 本人確認情報の利用に関する留意事項

① 本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重

に管理することとします。安全性を高めるため、生年月日、電話番号、連続番号など類推されやすい番号を本人確認情報等として使用することや、他のサイトとの使い回しを避けてください。なお、当行からこれらの内容をお聞きすることはありません。

② 本人確認情報の漏洩等の届け出

- A. 本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は速やかに当行所定の方法により当行に届け出ることとします。本届け出を怠ったことにより契約者等に生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- B. 上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③ 本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、当行所定の方法によりパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。

④ 連続誤入力による利用停止

誤った本人確認情報の入力、送信を、当行所定の回数以上連続して行ったときは、当行は安全のため本サービスの利用を一時的に停止します。この場合契約者は、前号に準じてパスワードの再発行の手続き等、当行所定の手続きを行うこととします。なお、利用停止により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

また、当行が認めた場合、上記手続きを行わずに利用停止を解除する場合があります。

⑤ 本人確認情報の定期的な変更

安全性を高めるため、契約者は本人確認情報を定期的に変更することとします。

⑥ その他

本人確認情報の再発行手続きにより、それまで本サービス上に保持していた情報等が消去される場合があります。この場合、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

第9条 電子メール

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用開始にあたり、契約者はあらかじめインターネットを介してパソコンにより当行のシステムにサービス利用登録を行うこととし、その際、ユーザ名と利用者の電子メール(Eメール)アドレスを当行のシステムに登録することとします(当行のシステムに登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます)。

(2) 電子メールの利用

- ① 当行は取引依頼の受付結果やその他の告知を登録アドレスあてに送信します。
- ② 登録アドレスを変更する場合は、利用者がサービス画面から変更登録を行うこととします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

- ① 当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・

延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

②当行が登録アドレスあてに送信した電子メールを利用者以外が受信または閲覧したとしても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

③当行が送信した先の登録アドレスが、本条第9項第2号の変更を怠るかまたは遅延する等、契約者の責により契約者の電子メールアドレス以外のものであったことに起因して契約者に損害が生じて、当行はその責任を負いません。

第10条 届出事項の変更

(1) 変更の届け出

契約者は、印章、名称、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を完了する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者等に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第11条 禁止行為

(1) 譲渡・質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適当・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととします。

- ① 公序良俗に反する行為
- ② 犯罪に結びつく行為
- ③ 法律に反する行為
- ④ 本サービスの運営を妨げる行為
- ⑤ 当行の信用を毀損する行為
- ⑥ その他、当行が不適当・不適切と判断する行為

第12条 解約等

(1) 解約

本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、当行所定の方法によるものとします。

(2) 解約通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到達しなかったときは、通常到達すべきときに契約者に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(3) 当行の判断によるサービスの解約

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に何らの催告をすることなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者等に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。

- ① 支払停止または、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てを受け、もしくは自ら申立てまたはその準備を行ったとき
- ② 電子交換所の取引停止処分を受けたとき
- ③ 住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき
- ④ 本利用規約に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき
- ⑤ 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第13条 免責事項等

(1) 本人確認

第8条第2項に定める本人確認を行った場合、パソコン、スマートフォン等、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者等に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当行または金融機関の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- ④ 本規約に基づく解約、一時停止、サービスの中断
- ⑤ その他、当行の責に帰すべき事由がないとき

(3) 通信手段等の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由により、本サービスの利用が不能となっても、当行は責任を負いません。

(4) 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等が漏洩しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 14 条 取引内容の確認

契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。

第 15 条 関係規定の適用・準用

本規約に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等を適用または準用するものとします。

また、これらの規定と本規約との間に齟齬がある場合には、本規約を優先して適用するものとします。

第 16 条 規約の変更

本規約は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規約の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

第 17 条 準拠法と管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して紛争が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第 18 条 契約者の情報の共同利用について

(1) 個人事業主の契約者

当行および当行グループは、契約者の課題解決支援の一層の強化を図るため、当行ホームページ「個人データの共同利用について」(<https://www.higobank.co.jp/policy/privacy/share2.html>)に掲載のとおり、個人情報保護法に基づき個人データを共同利用いたします(金融商品取引法等個人情報保護法以外の関連法令等により共同利用の制限がある場合、当該法令等に則った取扱いを行います)。

(2) 法人の契約者

当行および当行グループは、当行グループ全体の経営管理やリスク管理の実施に加え、契約者の課題解決支援の一層の強化を図るため、法人の契約者についても、「個人データの共同利用について」(<https://www.higobank.co.jp/policy/privacy/share2.html>)に記載しているお客さまの個人データの共同利用と同様の取扱いを行います(金融商品取引法等個人情報保護法以外の関連法令等により共同利用が制限されている場合には、当該法令等に則った取扱いを行います)。

第 19 条 本サービスの機能

本サービスを利用して以下の各機能を提供します。なお、当行は本サービスの全部または一部について、追加、停止、終了ならびにサービス内容および利用条件の変更を行うことがあります。

(1) 情報提供サービス

当行が選定する情報(当行が制作する情報、当行グループ会社が制作する情報、当行が選定した外部企業が制作する情報)を確認することができます。利用者等は、以下の点に同意したうえで、情報を確認するものとします。

- ①外部企業が制作する情報については、当行が、正確性、最新性、有用性などを保証するものではありません。また、当該情報を利用したことによって生じたトラブルについて、当行は一切の責任を負いません。
- ②利用者等に事前に通知することなく、当行の判断によって情報の追加、変更、修正、削除を行う場合があります。
- ③情報の追加、変更、修正、削除など、その他提供した情報により生じたいかなる損害についても、当行は一切の責任を負いません。
- ④情報提供サービスで掲載する情報は当行がすべての内容を勧奨するものではありません。
- ⑤情報提供サービスに掲載されたすべての内容(情報、商標、デザインなど)の著作権は当行が保有もしくは管理しております。すべての内容は、著作権法により保護されておりますので、許可なく複製・販売、転載・再配布などの二次的利用は禁じます。

(2) コミュニケーション機能

当行との連絡手段(チャット、当行店舗への来店予約、経営に関する相談予約等)として利用することができます。利用者等は、以下の点に同意したうえで、情報を確認するものとします。

- ①コミュニケーション機能を利用した資料の誤送信、情報の誤送信などによって損失等が発生しても、当行は一切の責任を負いません。
- ②コミュニケーション機能を利用したことによって生じたトラブルについて、当行は一切の責任を負いません。

(3) 外部連携サービス

契約者は、当行が契約を締結した外部企業(以下「接続事業者」といいます)との間で契約を締結することにより、接続事業者が提供するサービスを通じてデータ連携サービス(以下「外部連携サービス」といいます)を利用することができます。外部連携サービスの対象となる機能は、当行ホームページに掲げる機能とします。利用者等は、以下の点に同意したうえで、情報を確認するものとします。

- ①利用者等は外部連携サービスと連携することができます。
- ②利用者等が外部連携サービスを利用する場合、外部連携先の利用規定・規約等に同意のうえ、契約者ご自身の責任においてサービスを利用するものとします。
- ③外部連携サービスの利用にともない、次の各号に該当する事象によって利用者等に損害が

生じた場合でも、当行は責任を負いません。

A. 外部連携サービスの利用に必要となる認証情報等が流出、漏洩もしくは偽造され、外部連携先もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または外部連携先のシステム障害等により、利用者等の情報の流出等が生じる場合

B. 外部連携先の責めに帰すべき事由(内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者等保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません)により外部連携サービス機能停止や利用者等の情報流出等が生じる場合

④外部連携サービスとの連携停止後、利用者等に発生した損害について、当行は責任を負いません。

⑤当行は、システムの定期的または臨時の保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、外部連携サービスを休止することができるものとします。この休止の時期・内容等に関する利用者等への告知については、当行の定める方法によることとします。また、外部連携サービスの全部または一部について、利用者等に通知することなく廃止する場合があります。外部連携サービス廃止時には、本規約を変更する場合があります。

以上

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私(本契約の名義人(契約名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。))は、本契約を申し込むにあたり、下記内容を理解し同意いたします。

私は、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、この本サービスの提供が停止され、または通知により本契約が解約されても異議を申しません。また、この解約により私に損害が生じた場合でも、いっさい私の責任とし、貴行に損害を生じさせたときは、私がその損害額を貴行に支払います。

1. 現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (7) その他これらに準ずる者(以下、(1)から(7)に該当するものをあわせて「暴力団員等」という。)
- (8) 暴力団員等と以下の関係を有すること
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為

(5) その他(1)から(4)に準ずる行為

以上